

地方公共団体における情報セキュリティ対策の向上に関する研究会

運営要綱

第1 趣旨

地方公共団体では、近年のクラウド技術等のICTの進展や番号制度の導入、高度化するサイバー攻撃など、取り巻く状況の変化に適時適切に対応し、安心・安全な行政サービスを住民に提供するため、更なる情報セキュリティ対策の向上に努める必要がある。

このため、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体における情報セキュリティ監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）の改定を行い、地方公共団体における情報セキュリティ対策の向上に関する検討を行うこととする。

第2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体における情報セキュリティ対策の向上に関する研究会」とする。

第3 主な検討事項

- 1 ガイドラインの改定について
- 2 情報セキュリティを統括する機関（CISO）設置等の体制強化などの調査研究について
- 3 その他、情報セキュリティ対策の向上に関する資する施策の検討

第4 構成及び運営

- 1 本研究会の構成員は、別に定める。
- 2 本研究会に座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 その他、本研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることとする。

第5 その他

本研究会の庶務は、総務省自治行政局地域情報政策室及びその委託先である日本電気株式会社が行う。